

京都市上下水道局告示第9号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和2年4月15日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都府長岡京市東神足2丁目8番25号

新矢管工

新矢 稜太

2 変更事項

(代表者の変更)

新矢 武志 から 新矢 稜太 に変更

(上下水道局下水道部管理課)